

ご契約のしおり・約款 やっかん

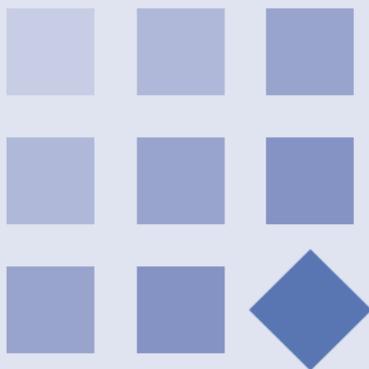
〈定期特約〔がん保険〕〉

〈災害死亡割増特約〔がん保険〕〉

「新がん保険」「スーパーがん保険」

「がん定期保険」「スーパーがん定期保険」

「優しいがん保険」「21世紀がん保険」に付加する特約



この冊子は、ご契約にともなう**大切なこと**がらを記載したものです。主契約の「ご契約のしおり・約款」とともに**大切に保存し**、ご活用ください。また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする裏書のお知らせ（承認通知書）または更新通知書とともに大切に保存し、ご活用ください。また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手順などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

目次

ご契約のしおり

「定期特約」について

- 「定期特約」のしくみ・特長 6
- 「定期特約」の被保険者の型について 7
- 「定期特約」の保険金のお支払について 7
- 「定期特約」の保険料の払込免除 8

「災害死亡割増特約」について

- 「災害死亡割増特約」のしくみ・特長 9
- 「災害死亡割増特約」の被保険者の型について 9
- 「災害死亡割増特約」の保険金のお支払について 10
- 「災害死亡割増特約」の保険料の払込免除 11

不慮の事故について

- 不慮の事故について 12

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について 13

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の
具体的事例 15

「リビング・ニーズ特約」について

- 「リビング・ニーズ特約」のしくみ・特長・お支払について …… 18

「元気割引」について

- 「元気割引」のしくみ・特長 …… 21

お申込にあたって

- 申込書・告知書はご自身で正確にご記入ください …… 24
- 生命保険募集人について …… 24
- 告知と告知義務について …… 25
- 告知が事実と相違する場合 …… 27

ご契約後について

- 解約と解約払戻金について …… 29
- 特約の消滅など …… 30
- 特約の更新 …… 31
- 「指定代理請求特約」について …… 32

その他生命保険に関するお知らせ

- 個人情報の取扱いについて …… 35
- 特定個人情報等の取扱いについて …… 38
- 「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について …… 39

約款・特約条項

約款・特約条項

定期特約〔がん保険〕	44
災害死亡割増特約〔がん保険〕	55
リビング・ニーズ特約	65
配偶者リビング・ニーズ特約	72
健康割引特約〔特約用〕	77
指定代理請求特約	83
団体取扱特約〔がん保険〕	87
準団体取扱特約〔がん保険〕	91
集団取扱特約〔がん保険〕	95
特別集団取扱特約〔がん保険〕	99
保険料口座振替特約	103
保険料クレジットカード支払特約	108

別表

別表	112
----	-----

目的別目次 つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

特約のしくみについて

① この保険のしくみが
知りたい

「定期特約」のしくみ・
特長

P6

「災害死亡割増特約」
のしくみ・特長

P9

ご契約に際して

② 告知について
知りたい

告知と告知義務に
ついて

P25

ご契約後について

③ 保険金などが受取れないケースについて知りたい

お支払いできない場合について P13

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例 P15

④ 受取人が請求できない場合の給付金などの受取りについて知りたい

「指定代理請求特約」について P32

⑤ 保険を解約したい

解約と解約払戻金について P29

「定期特約」について

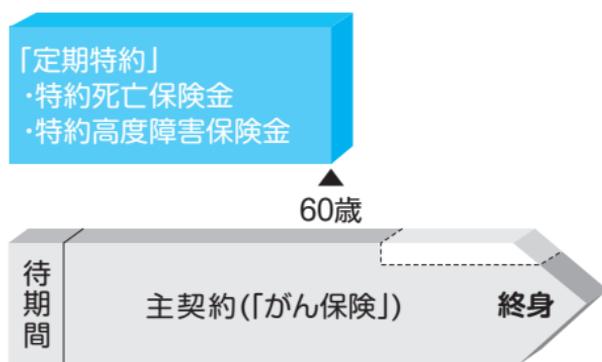
「定期特約」のしくみ・特長

*「定期特約<正式名称:定期特約〔がん保険〕>」は、「がん保険」(主契約)に付加する商品(特約)です。

*「がん保険」(主契約)に付加してお申し込みください。(「定期特約」を付加できない種類の「がん保険」がありますので、ご確認ください。)

<ご契約の例>

「がん保険」(保険期間:終身)に「定期特約」(保険期間:60歳満期)を付加した場合



1. 主契約の保障に加え、死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。
2. 配偶者型を付加することにより、ご夫婦そろっての保障も確保できます。
3. ご健康の状態などにより『元気割引』が適用される場合には、保険料の割引があります。

*保険期間には、10年満期、60歳満期などがあります。60歳満期にご契約の場合の保険期間・保険料払込期間は、特約の被保険者が満60歳に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までとなります。

「定期特約」の被保険者の型について

*「定期特約」には、つぎの2種類の被保険者の型があります。ご契約の際に指定してください。

- ・配偶者型は、主契約が家族契約の場合に指定できます。

被保険者の型	「定期特約」の被保険者の範囲
本人型	主契約の主たる被保険者（第1被保険者を含みます。以下同じ。）
配偶者型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者

●配偶者型について

*配偶者型の被保険者には、主契約の主たる被保険者が死亡した時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者と記載されていた方を含みます（ただし、その時以降再婚された方を除きます。）。

「定期特約」の保険金のお支払について

*保険金は、つぎのとおりお支払いします。

<特約死亡保険金>

お支払事由	保険期間中に死亡したとき
お支払額	特約保険金額

<特約高度障害保険金>

お支払事由	保険期間中に所定の高度障害状態になったとき
お支払額	特約保険金額

*所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

*特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●お受取人について

*保険金のお受取人は、つぎのとおりです。

<特約死亡保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	主契約の主たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第1被保険者）の死亡保険金受取人
配偶者型	主契約の従たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第2被保険者）のうちの配偶者の死亡保険金受取人

<特約高度障害保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	被保険者
配偶者型	被保険者

「定期特約」の保険料の払込免除

- * 不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になった場合には、その後の「定期特約」の保険料のお払込を免除します。
- * 所定の身体障害状態については巻末の別表4をご覧ください。
- * 保険料のお払込を免除している場合には、特約のご契約の内容の変更はお取扱いしません。
- * 約款に定める免責事由に該当した場合には、保険料のお払込を免除しません。

「災害死亡割増特約」について

「災害死亡割増特約」のしくみ・特長

*「災害死亡割増特約<正式名称:災害死亡割増特約(がん保険)>」は、「がん保険」(主契約)に付加する商品(特約)です。

<ご契約の例>

・保険期間：10年



1. 不慮の事故による死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。
2. 感染症(巻末の別表51)による死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。

「災害死亡割増特約」の被保険者の型について

*「災害死亡割増特約」には、つぎの2種類の被保険者の型があります。
・配偶者型は、主契約が家族契約の場合に指定できます。

被保険者の型	「災害死亡割増特約」の被保険者の範囲
本人型	主契約の主たる被保険者(第1被保険者を含みます。以下同じ。)
配偶者型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者

●配偶者型について

*配偶者型の被保険者には、主契約の主たる被保険者が死亡した時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者と記載されていた方を含みます(ただし、その時以降再婚された方を除きます。)

「災害死亡割増特約」の保険金のお支払について

* 保険金は、つぎのとおりお支払いします。

<災害死亡保険金>

お支払事由	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき
お支払額	特約保険金額

<災害高度障害保険金>

お支払事由	保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき ②所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき
お支払額	特約保険金額

* 所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

* 災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●お受取人について

* 保険金のお受取人は、つぎのとおりです。

<災害死亡保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	主契約の主たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第1被保険者）の死亡保険金受取人
配偶者型	主契約の従たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第2被保険者）のうちの配偶者の死亡保険金受取人

<災害高度障害保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	被保険者
配偶者型	被保険者

「災害死亡割増特約」の保険料の払込免除

- * 不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になった場合には、その後の「災害死亡割増特約」の保険料のお払込を免除します。
- * 傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になった場合には、その後の「災害死亡割増特約」の保険料のお払込を免除します。
(災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。)
- * 所定の高度障害状態については巻末の別表3を、所定の身体障害状態については巻末の別表4をご覧ください。
- * 保険料のお払込を免除している場合には、特約のご契約の内容の変更はお取り扱いしません。
- * 約款に定める免責事由に該当した場合には、保険料のお払込を免除しません。

不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
(ただし、除外する事故(※)もあります。)

急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故 ・ 不慮の転落・転倒 ・ 不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死) ・ 窒息 ・ 不慮の中毒(一酸化炭素中毒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高山病 ・ 乗物酔い ・ 過度の運動による骨折や捻挫 ・ 熱中症(日射病・熱射病)

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<ol style="list-style-type: none"> ① 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ② 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③ 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

●お支払事由に該当しない場合

●免責事由に該当した場合

<「定期特約」保険金をお支払いできない場合>

*つぎのいずれかにより特約死亡保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 責任開始期（日）から3年以内の被保険者の自殺
- (2) 契約者または特約死亡保険金の受取人の故意
- (3) 戦争その他の変乱

*つぎのいずれかにより特約高度障害保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 契約者または被保険者の故意
- (2) 被保険者の自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱

<「災害死亡割増特約」保険金をお支払いできない場合>

*つぎのいずれかにより災害死亡保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

*つぎのいずれかにより災害高度障害保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間

に生じた事故

- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

ご注意

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金などを支払い、または削減して支払います。

- 告知義務違反による解除の場合
- 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合



詳しくは、主契約の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

* この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

●ご注意

*保険金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱に違いが生じることがあります。

●<お支払事由に該当しない場合>

<「定期特約」特約高度障害保険金>（巻末の別表3に定める高度障害状態）

お支払いする場合 ○	解 説
<p>6か月前に、「くも膜下出血」を発症し、その時から意識不明が続いている。寝たきりの状態で、身の回りのことを自分でできない。様々な検査の結果、現在の病状は今後回復の見込みがないと主治医から言われている場合</p>	<p>「常に介護を要するもの」とは、日常生活動作である①食物の摂取、②排便、③排尿、④排便・排泄の後始末、⑤衣服の着脱、⑥起居（横になった状態から起き上がって座位をたもつこと）、⑦歩行、⑧入浴のいずれもが、自力で行うことができないために常に他人の介護を要する状態をいいます。リハビリテーション・手術などにより障害状態が改善される可能性があり症状が固定しているとはいえない場合は、高度障害状態には該当しません。なお、お支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なる場合があります。</p>
お支払いできない場合 ✕	
<p>「脳梗塞」による後遺症のため、左半身が完全に麻痺してしまった（左半身不随）が、6か月間のリハビリテーションによって、杖を使って歩行ができるようになった。食事や入浴なども部分的に介助を要するものの、現在身の回りのことはほぼ自分でできる状態の場合</p>	

●免責事由に該当した場合

<「定期特約」特約死亡保険金>

お支払いする場合 ○	解 説
ご契約から1年後に「脳梗塞」で死亡した場合	保険金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、保険金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	
ご契約から1年後に自殺した場合	被保険者が責任開始期（日）から3年以内に自殺した場合には、免責事由に該当するため、特約死亡保険金をお支払いできません。

<「災害死亡割増特約」保険金>

お支払いする場合 ○	解 説
<軽度の酒酔い状態での事故> 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡した場合	保険金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、保険金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	
<泥酔の状態を原因とする事故>泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡した場合	被保険者の泥酔の状態を原因とする場合は免責事由に該当するため保険金をお支払いできません。

●告知義務違反による解除の場合

<「定期特約」特約死亡保険金>

お支払いする場合 ○	解 説
<p>ご契約の前に「慢性C型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡した場合</p>	<p>ご契約の際には、そのときの被保険者のご健康の状態について正確に告知をしていただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合には、ご契約または特約は解除となり、保険金はお支払いできません。</p>
お支払いできない場合 ✕	<p>ただし、告知義務違反の対象となった事実と、保険金の請求原因の間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金をお支払いします。</p>
<p>ご契約の前に「慢性C型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合</p>	

「リビング・ニーズ特約」について

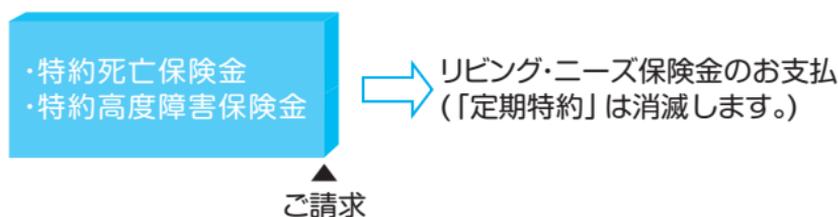
「リビング・ニーズ特約」のしくみ・特長・お支払について

*「定期特約」とあわせてお申し込みください。

1. 主契約に「リビング・ニーズ特約」（特約の被保険者の型が配偶者型の場合には「配偶者リビング・ニーズ特約」。以下同じ。）を付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、「定期特約」の特約死亡保険金の全部または一部を、リビング・ニーズ保険金として被保険者の生存中に受け取ることができます。
2. リビング・ニーズ保険金（「配偶者リビング・ニーズ特約」の場合には配偶者リビング・ニーズ保険金。以下同じ。）は、闘病資金や充実した余命期間を過ごすための資金などとして活用することができます。
3. 「リビング・ニーズ特約」の保険料のお払込は必要ありません。

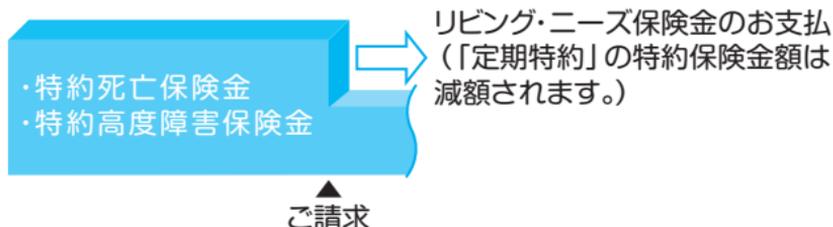
●「リビング・ニーズ特約」のしくみ

1. 特約死亡保険金の全部をお支払いした場合



*「定期特約」は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって消滅します。

2. 特約死亡保険金の一部をお支払いした場合



*「定期特約」の特約保険金額は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって指定保険金額分だけ減額されます。この場合、特約保険金額の減額分についての解約払戻金はお支払いしません。

*リビング・ニーズ保険金をお支払いした後も継続する「定期特約」の保険料については、引き続きお払込が必要です。

●リビング・ニーズ保険金は、つぎのとおりお支払いします。

<リビング・ニーズ保険金・配偶者リビング・ニーズ保険金>

お支払事由	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき
お支払額	指定保険金額を基準として計算した金額(※)
お受取人	被保険者

※ リビング・ニーズ保険金のご請求の際に、被保険者は、「定期特約」の特約保険金額の範囲内で、指定保険金額を指定してください。リビング・ニーズ保険金のお支払額は、指定保険金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。

*指定保険金額について

- ・100万円以上100万円単位で指定してください。
- ・被保険者お1人につき、当社のご契約を通算して3,000万円を限度とします。

*「余命6か月以内」であるかどうかについては、医師が記入した診断書などにもとづいて、当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

*リビング・ニーズ保険金のお支払は、お1人につき1回となります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、「リビング・ニーズ特約」は消滅します。

●「定期特約」の保険期間満了前1年以内である場合のお取扱

*リビング・ニーズ保険金のご請求日が、「定期特約」の保険期間満了前1年以内である場合（「定期特約」が更新される場合を除きま

す。)には、「定期特約」については「リビング・ニーズ特約」は適用しません。

●指定代理請求人の制度について

- *被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合には、ご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が、リビング・ニーズ保険金を請求できます。「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。(詳しくは「指定代理請求特約」について」の項をご覧ください。)

『元気割引』について

『元気割引』のしくみ・特長

*『元気割引』とは、被保険者のご健康の状態などが所定の基準に該当している場合に、「健康割引特約〔特約用〕」を付加することにより、「定期特約」の保険料の割引を行うものです。

1. 『元気割引』が適用される場合には、「定期特約」の保険料が通常に比べ割安になります。
2. 過去1年間に喫煙したことがない場合には、「定期特約」の保険料がさらに割安になります。

●『元気割引』のしくみ

*「健康割引特約〔特約用〕」を付加した「定期特約」の保険料は、通常の保険料に比べ割安になります。なお、被保険者の喫煙状況に応じて、つぎのいずれかの保険料率を適用します。

- ・過去1年間に喫煙したことがある場合
健康体保険料率
- ・過去1年間に喫煙したことがない場合
健康体保険料率〔非喫煙〕

<健康体保険料率の適用について>

*健康体保険料率は、契約年齢が満20歳から満70歳で、つぎの基準に該当している被保険者に対して適用します。

- (1) 血圧が所定の範囲内であること
- (2) ボディ・マス・インデックス（BMI）※の値が所定の範囲内であること
- (3) ご健康の状態などが所定の範囲内であること

※ BMIは、身長と体重のバランスを判断する指標として国際的に広く使用されており、つぎの式で計算されます。

$$\cdot \text{BMI} = \text{体重} < \text{キログラム} > \div (\text{身長} < \text{メートル} >)^2$$

*告知書抜などでお申込の場合には、「健康診断書（お申込から1年6か月以内のもの）」の提出が必要です。なお、「健康診断書」に偽造または改ざんなどが行われていた場合、当社は「健康割引特約〔特約用〕」を解除することがあります。

<健康体保険料率〔非喫煙〕の適用について>

*健康体保険料率〔非喫煙〕は、契約年齢が満20歳から満70歳で、つぎの基準に該当している被保険者に対して適用します。健康体保険料率〔非喫煙〕は、健康体保険料率よりもさらに割安な保険料率です。

- (1) 健康体保険料率が適用される基準に該当していること
- (2) 過去1年間に喫煙したことがないこと（※）

※ 喫煙状況の判断は、告知に加え所定の検査によって行います。

*主契約が個人契約の場合で、診査医扱でのお申込となります。

*お申込の「定期特約」の特約保険金額が1,000万円以上の場合に限りお取扱します。

*特約保険金額の減額などが行われ、変更後のつぎの(1)と(2)を合計した金額が1,000万円を下まわる場合には、次の払込期月以後の「定期特約」の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

- (1) 被保険者の型が本人型の「定期特約」の特約保険金額
- (2) 被保険者の型が本人型の「終身特約」の特約保険金額

*喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことをお知らせいただいたりしますと、当社は「健康割引に関する告知義務違反」として「健康割引特約〔特約用〕」を解除することがあります。この場合には、「定期特約」の特約保険金額を所定の方法によって減額します。

*喫煙状況についての告知に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。

- ・「定期特約」の保険金のお支払事由または保険料払込の免除事由が発生する前に告知の誤りが判明した場合
「定期特約」の保険料または特約保険金額を、所定の方法によってあらためます。
- ・「定期特約」の保険金のお支払事由または保険料払込の免除事由が発生した後に告知の誤りが判明した場合
「定期特約」の保険金のお支払額を、所定の方法によって削減します。

ご注意

“元気割引”、“健康体保険料率”における“元気”、“健康”とは、「健康割引特約〔特約用〕」における当社での呼称です。“所定の基準に該当しない方が元気（健康）ではない”ということではありません。

●「健康割引特約〔特約用〕」の復活について

*保険料のお払込がないまま効力を失った場合でも、失効した日から1年以内であれば、「健康割引特約〔特約用〕」の復活を請求できます。ただし、被保険者の喫煙状況により、復活後の「定期特約」の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

*復活を行う際に、被保険者の血圧・BMIの値が所定の基準に該当しないため、「健康割引特約〔特約用〕」を復活することができずに「定期特約」を復活する場合には、復活後の「定期特約」の保険料率を通常保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

●「健康割引特約〔特約用〕」の保険期間満了後のお取扱について

*「健康割引特約〔特約用〕」には、告知・診査を省略して更新するお取扱がありません。したがって、更新後の「定期特約」の保険料率は、通常保険料率になります。ただし、「定期特約」の保険期間満了の際に告知・診査をあらためてお申し出いただき、被保険者のご健康の状態などが所定の基準に該当している場合には、「健康割引特約〔特約用〕」を継続することができます。

お申込にあたって

申込書・告知書はご自身で正確にご記入ください

- * 申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。
- * 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入ください。

生命保険募集人について

- * 生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- * 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- * ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。
< 当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例 >
 - ・ ご契約の復活
 - ・ 特約の中途付加 など

告知と告知義務について

●ご契約者や被保険者の告知について

*ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねいたします。

●告知義務について

*ご契約者や被保険者にはご健康の状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、〈がん〉にかかれたことの有無、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

*医師の診査を受けてお申込みいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。

*効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

●告知受領権について

*告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

●傷病歴などがある方のお引受について

*当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合もありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客さまあてに

書面または募集代理店を通じてご通知します。

●ご契約の内容の確認について

- *当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

●「告知義務違反」によるご契約または特約の解除

* 告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、所定の期間内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- ・ 所定の期間を経過していても、給付金・保険金などのお支払事由が所定の期間内に生じていた場合などには、ご契約または特約を解除することがあります。
- ・ ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が生じていても、原則としてお払込を免除することはできません。

* 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

* 上記に記載したご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結の状況などにより、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる所定の期間を経過した後でもご契約が取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

ご注意

特約の解除に関する所定の期間はつぎのとおりです。

- ・がん保険〔2000〕に付加した場合
特約の保険期間の始期から2年
- ・がん保険〔2000〕以外のがん保険に付加した場合
特約の契約日から2年

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

*生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

●「定期特約」の解約払戻金について

*生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合お払い込みいただいた保険料全額は戻りません。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、保険期間、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)

●「災害死亡割増特約」の解約払戻金について

*保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約払戻金はありません。

特約の消滅など

●特約の消滅について

* つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

(1) 被保険者の型が本人型の場合

- ① ご本人が死亡したとき
- ② 主契約が解約などにより消滅したとき

(2) 被保険者の型が配偶者型の場合

- ① 配偶者が死亡したとき
- ② 離婚などにより配偶者についての被保険者の資格がなくなったとき
- ③ 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
- ④ 主契約が解約などにより消滅したとき

* 本人型とあわせて配偶者型の特約をご契約している場合で、ご本人が死亡したときは、つぎのとおりとなります。

- ・ 配偶者型の特約はそのままご継続できます。この場合、配偶者型の特約についての保険料を、従来どおりお払い込みいただくことが必要です。

●配偶者の被保険者の資格について

* つぎに該当した場合には、その時から被保険者の資格がなくなります。

- ・ 主契約の主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡による場合を除きます。

●主契約が無効とされた場合の特約のお取扱

* 主契約の責任開始日の前日以前に〈がん〉と診断確定されていたことにより主契約が無効とされた場合には、特約は同時に消滅し、消滅時までは効力があつたものとします。ただし、特約が告知義務違反などにより解除される場合を除きます。

特約の更新

●「定期特約」「災害死亡割増特約」の更新について

*特約の保険期間が年満期の場合、主契約が更新されたとき、または特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にあるときには、保険期間満了の日の翌日に、特約は自動的に更新されます。

*つぎのいずれかに該当する場合には、特約は更新されません。

- (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
- (2) 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

*更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。ただし、上記(1)または(2)に該当する場合には、所定の範囲で更新後の保険期間を変更して更新することがあります。

●更新後のご契約と保険料について

*更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。

*同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は、通常、更新前より高くなります。

*更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとみなします。

●更新を希望しない場合

*特約の更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

*被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

ご注意

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

1. 被保険者が受取人となる給付金など
2. 被保険者のご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

●代理請求できる場合

*被保険者（※）が受取人となる給付金などについて、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- ・被保険者（※）が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・被保険者（※）が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合
- ・その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合

*ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●代理請求できる方

*あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者（※）に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の3親等内の親族
 - (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
 - (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方
- なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

*ご契約者は、被保険者（※）の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。お手続きに必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

*ご契約が家族契約の場合または子供特約が付加されている場合、主たる被保険者／第1被保険者のご家族については指定代理請求人は指定できず、代理請求人がご家族に代わって給付金などを請求できます。

●指定代理請求人が指定されていない場合など

*被保険者（※）が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情があり、かつ、つぎに該当した場合は、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- ・指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）
- ・指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
- ・指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

※ 主たる被保険者または第1被保険者

*代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・被保険者（※）と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者（※）と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- ・代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

※ 主たる被保険者または第1被保険者

*主たる被保険者または第1被保険者のご家族の代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・主たる被保険者または第1被保険者
- ・主たる被保険者または第1被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族
- ・代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

●留意点

1. 特約の付加に際して

- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、「リビング・ニーズ特約」または「配偶者リビング・ニーズ特約」に指定代理請求人による請求の規定があるときでも、それを適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

2. 代理請求に際して

- ・故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取り扱いません。

3. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱いについて

●プライバシーポリシーについて

*当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）を含みません。特定個人情報等については、「特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。

●お客さまの個人情報の利用目的について

*お客さまの個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページ〔<http://www.aflac.co.jp/>〕にてご確認ください。

- (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
- (2) 当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- (4) その他保険業に関連・付随する業務

●個人情報の収集方法

*当社は、法令などに従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法としては、保険申込み時の契約申込書などや保険契約の継続・維持管理などに必要な各種帳票により収集する方法や、アンケートなどにより収集する方法、電話などを通じてお伺いすることにより収集する方法があります。そして、個人情報の収集にあたっては、当社は、法令などに従い、個人情報の利用目的をホームページで公表するほか、申込書などに記載します。なお、当社にお電話でお問い合わせいただいた場合、適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。

●個人情報の利用

*当社は、個人情報を、上記記載の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。ただし、法令などにもとづく場合は、この限りではありません。

●個人データの提供

- * 当社は、つぎの場合に個人データを第三者に提供します。
 - (1) 下記の【個人データの第三者提供について】に記載の場合
 - (2) お客様の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、後述の代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 保険制度の健全な運営に必要なと考えられる場合
 - (4) 法令などにもとづく場合
 - (5) その他、ご本人が同意されている場合

【個人データの第三者提供について】

<代理店に対する提供>

- * 当社は代理店制度を採用していますので、個人情報の利用目的のために、お客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは、つぎのとおりです。
 - (1) ご契約の全部または一部を担当する代理店（お客様の担当代理店）
 - (2) ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業などの担当代理店）
 - (3) お客様の担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店
 - (4) ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店
 - (5) その他、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

<提携会社・関連会社との間での相互提供>

- * サービスの提供対象となる保障内容のお申込みをした方に限り、提携会社・関連会社の取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため、提携会社・関連会社との間で個人情報の相互提供を行うことがあります。

<団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約、特別集団取扱特約、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード支払特約の適用>

- * 保険契約について上記のいずれかの特約の適用がある場合は、各種保険契約の継続・維持管理などのために、保険料集金に必要な個人情報のほか、お客様の連絡先を含めた本目的の達成に必要な個人情報などを、お客様が所属される団体、準団体、集団もしくは特別集団、お客様が指定された保険料振替口座を管理する金融機関、集金代行会社、または、お客様が利用されるクレジットカード会社と、当社との間で相互に提供しております。

<再保険の利用>

* 保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。

<その他>

* 被保険者の告知内容や診査結果をご契約者またはお申込者に知らせることがあります。

当社の照会に対し、被保険者を診察した医師・医療機関がその健康状態などを報告する場合があります。

* 保険契約は、ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、保険会社は、保険契約に関するお知らせを行い、個人情報の利用目的を達成しようとする場合に、ご契約者の個人情報を被保険者や受取人に対し、被保険者の個人情報をご契約者や受取人に対し、受取人の個人情報をご契約者や被保険者に対し、それぞれ提供することがあります。また、被保険者を同一とする他の保険契約のご契約者・受取人などに対してもご契約者・被保険者・受取人の個人情報を提供することがあります。したがって、被保険者、受取人にも上記内容をお知らせください。

【保険制度の健全な運営に必要な場合の具体例】

* 当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。（詳しくは「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」または「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項をご覧ください。）

● センシティブ情報の収集・利用・第三者提供

* 当社は、保険業法施行規則にもとづき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族、性生活に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます）については、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 法令などにもとづく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 源泉徴収事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (6) 相続手続による権利義務の移転などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (7) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意にもとづき、本人確認に用いる場合

特定個人情報等の取扱いについて

●特定個人情報等の利用目的・利用

- * 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

●特定個人情報等の収集方法

- * 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

●特定個人情報等の提供

- * 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などの保険契約などに関する情報の共同利用について

* 当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

* 当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加（以下、「保険契約など」といいます。）のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。

保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかった場合には、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などのご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする以外には使用しません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

* 登録事項について

つぎの事項が登録されます。

- (1) ご契約者および被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類とその日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日、特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態について相互に照会することがあります。

* 当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、所定のお手続きにより、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して登録事項が取扱われている場合は、所定のお手続きにより、登録事項の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続きの詳細については、当社にお問い合わせください。

* 「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

● 「支払査定時照会制度」について

* 当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など（以下、「保険契約など」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下、「お支払などの判断」といいます。）の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

*** 相互照会事項について**

つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとなります。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※ 相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

* 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

●MEMO

約款・特約条項

<ご注意>

主契約の保険種類、保険期間、保険料払込期間等によって、お取り扱いできない特約がありますので、ご照会ください。

定期特約〔がん保険〕

(平成26年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者が死亡した場合は特約死亡保険金を、所定の高度障害状態に該当した場合は特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条く特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条く特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）

- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。

第3条く特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対

応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条<不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義>

- 1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者にとって予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
 - (3) 外来
傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
- 3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。
- 4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。
 - (2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。
 - (3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。
 - (4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。
 - (5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。
 - (6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。
 - (7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。
 - (8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条<特約保険金の支払>

1 特約死亡保険金、特約高度障害保険金（以下、総称して「特約保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約死亡保険金

特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約保険金額
受取人	第2項に定める受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意 ②責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内のこの特約の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

(2) 特約高度障害保険金

支払事由	この特約の被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	この特約の被保険者
免責事由	この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者またはこの特約の被保険者の故意 ②この特約の被保険者の自殺行為 ③この特約の被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

2 特約死亡保険金の受取人は、つぎのとおりとします。

(1) この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）

(2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）

3 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。

- 4 特約高度障害保険金の請求前にこの特約の被保険者が死亡した場合は、特約高度障害保険金は支払わず、特約死亡保険金を特約死亡保険金の受取人に支払います。
- 5 特約高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 6 免責事由に該当して、特約死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 7 特約死亡保険金の受取人が故意にこの特約の被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、特約死亡保険金の残額をその他の特約死亡保険金の受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 8 この特約の被保険者が、戦争その他の変乱によって特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 9 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われないうときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
- 10 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 11 特約高度障害保険金の受取人は第25条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>および第26条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>第2号を除き、この特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条<特約の保険料の払込免除>

- 1 この特約の被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当した場合は、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に身体障害状態に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。

- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第7条<特約の保険料の払込を免除しない場合>

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失
 - (2) この特約の被保険者の犯罪行為
 - (3) この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱
- 2 この特約の被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって身体障害状態に該当した場合でも、身体障害状態に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、会社は、この特約の保険料の払込を免除することがあります。

第8条<特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の未払込保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮す

ることがあります。

- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約保険金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第16条<特約の消滅>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>第2項の規定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 前2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号または前項第1号の場合を除きます。

第17条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されて

いたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱＞

- 1 主約款の第8条＜責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合＞の規定により主契約が無効とされた場合には、この特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があつたものとします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
 - (1) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除されるとき
 - (2) 主約款の詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消しまたは無効とされるとき

第18条＜特約の払戻金＞

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第19条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、

- この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
 - 9 第5条<特約保険金の支払>、第6条<特約の保険料の払込免除>および第12条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
 - 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
 - 11 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
 - 12 この特約が更新された場合は、第18条<特約の払戻金>を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
 - 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
 - 14 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第21条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) この特約の契約日（この特約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、この特約の契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとし、この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとし、
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があ

- った場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 - 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - 8 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 - 9 第24条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の契約日から5年間（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
 - 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第24条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料相当額（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条＜特約の締結および責任開始期＞第3項の規定にかかわらず、「この特約の契約日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、

その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。))

② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日

(2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき
この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）におけるこの特約の被保険者の満年齢により計算します。

(4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

(5) 第18条<特約の払戻金>を、つぎのとおり読み替えます。

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。ただし、主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

(6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第25条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、第5条<特約保険金の支払>第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。

第26条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>第1項および第2項、第5条<特約保険金の支払>第2項第1号ならびに第12条<告知義務および告知義務違反による解除>中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合（主契約が家族契約のときには、保険契約者が主契約のすべての被保険者の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合）には、第5条<特約保険金の支払>第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。
- (3) 第5条<特約保険金の支払>第2項第2号中、「主契約の第2被保険者」とあるのを「主契約の従たる被保険者」と読み替えます。
- (4) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

第27条<がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加する場合の特則>

（記載省略）

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

災害死亡割増特約〔がん保険〕

(平成26年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合は災害死亡保険金を、不慮の事故または感染症により所定の高度障害状態に該当した場合は災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）

- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除

事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条<不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義>

- 1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者にとって予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
 - (3) 外来
傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
- 3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。
- 4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。
 - (2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。
 - (3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。
 - (4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。
 - (5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。
 - (6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。
 - (7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渇は除きます。
 - (8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条<特約保険金の支払>

- 1 災害死亡保険金、災害高度障害保険金(以下、総称して「特約保険

金」といいます。)の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害死亡保険金

特約保険金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①責任開始期(この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症(以下、「感染症」といいます。)を直接の原因として死亡したとき
支払額	特約保険金額
受取人	第2項に定める受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)	この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、この特約の被保険者または災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ②この特約の被保険者の犯罪行為 ③この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故 ④この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

(2) 災害高度障害保険金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表3に定める高度障害状態(以下、「高度障害状態」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 ②責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として、高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	この特約の被保険者

免責事由	<p>この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②この特約の被保険者の犯罪行為</p> <p>③この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦地震、噴火または津波</p> <p>⑧戦争その他の変乱</p>
------	---

- 2 災害死亡保険金の受取人は、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の被保険者の型が本人型の場合
主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）
 - (2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合
主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）
- 3 災害死亡保険金の受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 4 災害高度障害保険金の請求前にこの特約の被保険者が死亡した場合は、災害高度障害保険金は支払わず、災害死亡保険金を災害死亡保険金の受取人に支払います。
- 5 災害高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 6 災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失によりこの特約の被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の災害死亡保険金の受取人に支払います。
- 7 この特約の被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 8 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために災害高度障害保険金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故を直接の原因とする場合については、当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了の日高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。
- 9 災害高度障害保険金の受取人は第24条＜主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則＞および第25条＜新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則＞第2号を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条＜特約の保険料の払込免除＞

- 1 この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、

会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 災害高度障害保険金が支払われる場合を除き、この特約の被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険料払込期間中に高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) この特約の被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日以内のこの特約の保険料払込期間中に別表 4 に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

第 7 条く特約の保険料の払込を免除しない場合＞

- 1 前条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかにより高度障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。ただし、第 4 号にあっては、その原因による高度障害状態に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除することがあります。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意
 - (2) この特約の被保険者の自殺行為
 - (3) この特約の被保険者の犯罪行為
 - (4) 戦争その他の変乱
- 2 前条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。ただし、第 7 号または第 8 号にあっては、その原因による身体障害状態に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除することがあります。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失
 - (2) この特約の被保険者の犯罪行為
 - (3) この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱

第8条<特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第10条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することがあります。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約保険金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向けて特約保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、前項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当し、特約保険金額が会社の定める限度をこえたときは、特約保険金額を会社の定める限度まで減額します。
 - (1) 主契約に付加されているこの特約と特約の被保険者の型が同一の定期特約〔がん保険〕の特約保険金額が減額されたとき
 - (2) 主契約に付加されているこの特約と特約の被保険者の型が同一の終身特約〔がん保険〕の特約保険金額が減額されたとき
 - (3) 前2号に定める特約が消滅したとき
- 4 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第16条<特約の消滅>

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>第2項の規定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 前2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号または前項第1号の場合を除きます。

第17条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、この特約は同時に消滅し、消滅時まで効力があつたものとします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
 - (1) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除される時
 - (2) 主約款の詐欺による取消または不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消または無効とされる時

第18条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第19条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 7 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 8 第5条<特約保険金の支払>、第6条<特約の保険料の払込免除>および第12条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 11 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 12 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約

と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第21条<契約内容の登録>

- 1 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条<管轄裁判所>

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第24条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、第5条<特約保険金の支払>第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。

第25条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<特約の被保険者の型および被保険者の範囲>第1項および第2項、第5条<特約保険金の支払>第2項第1号ならびに第12条<告知義務および告知義務違反による解除>中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合（主契約が家族契約のときには、保険契約者が主契約のすべての被保険者の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合）には、第5条<特約保険金の支払>第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。
- (3) 第5条<特約保険金の支払>第2項第2号中、「主契約の第2被保険者」とあるのを「主契約の従たる被保険者」と読み替えます。
- (4) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

リビング・ニーズ特約

(平成28年3月22日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の保険料の払込>

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受

けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限りません。）の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニーズ保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つぎのいずれかによりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第8条<指定代理請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、リビング・ニーズ保険金の受取人の代理人としてリビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社がリビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過し

た日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第6条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条<指定代理請求人の変更>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第10条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第13条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第14条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第16条<管轄裁判所>

リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第18条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第19条<主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則>

(記載省略)

第20条<主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合の特則>

(記載省略)

第21条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

(記載省略)

第22条<主契約が終身保険〔無選択型〕の場合の特則>

(記載省略)

第23条<主契約が三大疾病保障終身保険の場合の特則>

(記載省略)

第24条<主契約が三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則>

(記載省略)

第25条<主契約が終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則>

(記載省略)

第26条<主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合の特則>

- 1 この特約を新がん保険、がん定期保険またはがん保険〔2000〕に付加する場合には、特約の被保険者の型が本人型の定期特約〔がん保険〕および終身特約〔がん保険〕の全部または一部（本特約を通じて「死亡特約〔がん保険〕」といいます。）が付加されていることを要します。
- 2 この特約をがん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加する場合には、死亡特約〔がん保険〕が付加されていることを要します。
- 3 この特約を新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項中、「主契約の被保険者（以下、被保険者といいます。）」とあるのを「死亡特約〔がん保険〕の被保険者（以下、被保険者といいます。）」と読み替えます。
 - (2) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約が新がん保険またはがん定期保険の場合
会社が主契約（死亡特約〔がん保険〕を含みます。以下、本号において同じ。）の第1回保険料（第1回保険料相当額も含みます。）を受け取った時か、主契約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- (2) 主契約ががん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合
主契約の保険期間の始期と同一とします。

- (3) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>を、つぎのとおり読み替えます。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）における死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額を合計した金額（以下、本条において「死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 前項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。
- 4 死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額の全部が指定保険金額

として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約〔がん保険〕は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

- 5 死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約〔がん保険〕は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。
- 6 前項の場合、死亡特約〔がん保険〕の特約条項における特約保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 7 会社は、死亡特約〔がん保険〕の特約保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 8 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 9 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、死亡特約〔がん保険〕の特約保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 10 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡特約〔がん保険〕の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社はその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 11 リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

- (4) 第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項中、「主契約」とあるのを「死亡特約〔がん保険〕」と読み替えます。
- (5) 第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第4項中、「主約款」とあるのを「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）」と読み替えます。
- (6) 第12条<特約の消滅>に定めるほか、死亡特約〔がん保険〕がすべて消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (7) 死亡特約〔がん保険〕に定期特約〔がん保険〕が含まれている場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約〔がん保険〕の保険期間の満了（当該特約の特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内であるときには、当該特約については、この特約は適用しません。
- (8) 主契約に特約の被保険者の型が本人型の災害死亡割増特約〔がん保険〕（以下、本号において「災害死亡割増特約〔がん保険〕」といいます。）が付加されている場合には、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額の減額の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額が減額され、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額は減額されないものとします。

第27条<主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕の場合の特則>

（記載省略）

第28条<主契約が引受基準緩和型医療保険の場合の特則>
(記載省略)

第29条<主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合の特則>
(記載省略)

第30条<主契約が引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕、引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕の場合の特則>
(記載省略)

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

配偶者リビング・ニーズ特約

(平成22年3月2日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の特約死亡保険金の全部または一部にかえて、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の第2被保険者のうちの配偶者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。ただし、主契約に特約の被保険者の型が配偶者型の定期特約〔がん保険〕および終身特約〔がん保険〕の全部または一部（以下、「配偶者死亡特約」といいます。）が付加されていることを要します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の保険期間の始期と同一とします。

第2条<特約の保険料の払込>

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条<配偶者リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、配偶者リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 配偶者リビング・ニーズ保険金の支払額は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）におけるつぎの各号の金額を合計した金額（以下、「配偶者死亡特約の特約保険金額」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
 - (1) 特約の被保険者の型が配偶者型の定期特約〔がん保険〕の特約保険金額
 - (2) 特約の被保険者の型が配偶者型の終身特約〔がん保険〕の特約保険金額
- 3 前項に定める指定保険金額は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日における定期特約〔がん保険〕および終身特約〔がん保険〕の特約保険金額のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。
- 4 配偶者死亡特約の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、配偶者リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、配偶者死亡特約は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 5 配偶者死亡特約の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、配偶者リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、配偶者死亡特約は、指定保険金額分だけ配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、配偶者死亡特約の特約条項における特約保険金額の減額に関する規定にかかわらず、

- その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 6 会社は、配偶者死亡特約の特約保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、配偶者リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後配偶者リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - 7 配偶者リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - 8 配偶者リビング・ニーズ保険金を支払う前に、配偶者死亡特約の特約保険金の請求を受けた場合には、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、配偶者リビング・ニーズ保険金は支払いません。
 - 9 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社はその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人とします。
 - 10 配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条<配偶者リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つぎのいずれかにより配偶者リビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<配偶者リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によって配偶者リビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、配偶者死亡特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、配偶者リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<配偶者リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 配偶者リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が配偶者リビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第9条<指定代理請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人の代理人として配偶者リビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。ただし、配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社が配偶者リビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して配偶者リビング・ニーズ

保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

- 4 配偶者リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過した日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第6条<身体診査、病歴確認等>

- 1 会社は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求があった場合で、支払等の判断にあたって事実関係が不明確なときなどには、事実の確認を行い、また、被保険者について会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- 2 会社は、事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人（指定代理請求人が代理人として配偶者リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第7条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第9条<指定代理請求人の変更>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条<配偶者リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第10条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者の

いずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第12条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第13条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 配偶者リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 配偶者死亡特約がすべて消滅したとき
- (3) 主契約が消滅したとき

第14条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第15条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第17条<管轄裁判所>

配偶者リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第19条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。ただし、主契約に配偶者死亡特約が付加されていることを要します。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第20条<配偶者死亡特約に定期特約〔がん保険〕が含まれている場合の特則>

配偶者死亡特約に定期特約〔がん保険〕が含まれている場合で、配

偶者リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約〔がん保険〕の保険期間の満了（定期特約〔がん保険〕の特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内であるときには、当該特約については、この特約は適用しません。

第21条<主契約に特約の被保険者の型が配偶者型の災害死亡割増特約〔がん保険〕が付加されている場合の特則>

主契約に特約の被保険者の型が配偶者型の災害死亡割増特約〔がん保険〕（以下、本条において「災害死亡割増特約〔がん保険〕」といいます。）が付加されている場合には、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額の減額の規定にかかわらず、配偶者リビング・ニーズ保険金の支払により配偶者死亡特約の特約保険金額または特約基準年金額が減額され、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額は減額されないものとします。

第22条<主契約が新がん保険、がん定期保険の場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項中、「主契約の第2被保険者」とあるのを「主契約の従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、会社が主契約（配偶者死亡特約を含みます。以下、本項において同じ。）の第1回保険料（第1回保険料相当額も含みます。）を受け取った時か、主契約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。

- (3) 第3条<配偶者リビング・ニーズ保険金の支払>第9項中、「主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の従たる被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人」と読み替えます。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

健康割引特約〔特約用〕

(平成23年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した定期特約などの保険料の割引を行う取扱について規定したものです。

第1条＜特約の締結＞

この特約は、定期特約、通減定期特約、通増定期特約および家族生活保障特約の全部または一部（以下、「主特約」といいます。）を締結または更新する際に、主特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主特約に付加して締結します。

第2条＜主特約の保険料率＞

この特約を付加した主特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況により、健康体保険料率または健康体保険料率〔非喫煙〕とします。

第3条＜特約の保険期間＞

この特約の保険期間は、この特約を付加した主特約の保険期間と同一とします。

第4条＜特約の失効＞

主特約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第5条＜特約の復活＞

- 1 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復活請求の際、この特約の復活の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 復活後の主特約の保険料率は、失効前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、会社は、この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況により、復活後の主特約の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更することがあります。
 - (2) 前号の規定によって主特約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - ① 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - ② 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。
- 3 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主特約の復活が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第6条<特約の復旧>

- 1 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復旧請求の際、この特約の復旧の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 復旧後の主特約の保険料率は、払済保険への変更前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、会社は、この特約の復旧の際の被保険者の喫煙状況により、復旧後の主特約の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更することがあります。
 - (2) 前号の規定によって主特約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - ① 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - ② 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。
- 3 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主特約の復旧が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第7条<健康割引に関する告知義務等>

- 1 この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- 2 前項に規定する告知に加え、会社は、保険契約者または被保険者に、会社の定める被保険者の健康診断の結果を記載した書類またはその写しの提出を求める場合があります。

第8条<健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、前条第1項の告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向ってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主特約の特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、この特約の解除を行いません。
- 4 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主特約の特約保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によりこの特約が解除された場合は、会社の定める方法

で、主特約の特約保険金額を減額します。

- 6 本条によるこの特約の解除をできない場合については、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第9条<偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを提出したことによる特約の解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、第7条<健康割引に関する告知義務等>第2項において、偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを会社に提出した場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解除された場合は、前条第2項、第4項および第5項の規定を準用します。

第10条<特約の解約>

この特約のみの解約は取り扱いません。

第11条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) この特約を付加した主特約がすべて消滅したとき
- (2) この特約を付加した主特約のうち、家族生活保障特約の特約年金が支払われたとき

第12条<主特約の解約払戻金>

この特約を付加した主特約の解約払戻金は、第2条<主特約の保険料率>に規定する保険料率に応じて計算します。

第13条<被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱>

- 1 第2条<主特約の保険料率>に規定する保険料率により計算した主特約の第1回保険料相当額（以下、本条において「第1回保険料相当額」といいます。）を会社が受け取った後に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加しない主特約の申込を承諾した場合には、会社は、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の場合、保険契約者は、会社の定めた方法で計算した金額を、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- 3 前項に定める金額が会社の指定した日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法で、主特約の特約保険金額を減額します。

第14条<主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>

- 1 この特約を付加した主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、つぎの各号のいずれかに該当したときには、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月）以後の主特約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。
 - (1) 主契約の保険金額の減額または主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逓減定期特約の特約基準保険金額、逓増定期特約の特約基準保険金額もしくは家族生活保障特約の特約基準年金額の

減額が行われ、減額後のつぎの①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払によって減額されたときを除きます。）

- ① 主契約の保険金額
- ② 定期特約の特約保険金額
- ③ 逓減定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
- ④ 逓増定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
- ⑤ 家族生活保障特約の特約基準年金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額

(2) 主契約に付加されている定期特約、逓減定期特約、逓増定期特約または家族生活保障特約（以下、本号において「定期特約等」といいます。）が消滅し、前号①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、定期特約等が保険期間の満了によって消滅した場合で、その消滅が保険契約者からの通知によらなかったときを除きます。）

2 前項の精算はつぎのとおりとします。

(1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。

(2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。

3 主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、この特約の締結、復活または復旧に際して会社が告知を求めた被保険者の過去1年間の喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。

(1) 主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定めた方法によって処理します。

(2) 主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生以後に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法で、主特約の特約保険金の支払額を削減します。

第15条<年齢および性別の誤りの処理>

1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合で、契約時における実際の契約年齢では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主特約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、実際の性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主特約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

第16条<特約の更新>

1 この特約の更新は取り扱いません。

2 前項の規定にかかわらず、この特約を付加した主特約が更新される場合で、更新後の主特約の保険期間満了の日が、この特約を締結した日からその日を含めて10年以内であるときに限り、この特約も主特約と同時に更新されるものとします。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。

- 3 前項の規定によりこの特約が更新された場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主特約の保険期間と同一の年数とします。
 - (2) 更新前の主特約の保険料率が健康体保険料率の場合には、更新後の主特約には、更新日現在の健康体保険料率が適用されます。また、更新前の主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合には、更新後の主特約には、更新日現在の健康体保険料率〔非喫煙〕が適用されます。
 - (3) 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。

第17条<主特約の特約条項の規定の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主特約の特約条項の規定を準用します。

第18条<主特約に遡減定期特約、遡増定期特約が含まれている場合の特則>

(記載省略)

第19条<主特約に家族生活保障特約が含まれている場合の特則>

(記載省略)

第20条<定期特約〔がん保険〕に付加する場合の特則>

- 1 主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合で、この特約を定期特約〔がん保険〕に付加するときには、第1条<特約の締結>を、つぎのとおり読み替えます。

第1条<特約の締結>

この特約は、特約の被保険者の型が同一の定期特約〔がん保険〕（以下、「主特約」といいます。）を締結または更新する際に、主特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主特約に付加して締結します。

- 2 この特約を定期特約〔がん保険〕に付加した場合には、第14条<主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

- 1 この特約を付加した主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、つぎの各号のいずれかに該当したときには、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主特約の契約当日の前日までに該当したときは、その払込期月）以後の主特約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

(1) 主契約に付加されている定期特約〔がん保険〕の特約保険金額または終身特約〔がん保険〕の特約保険金額の減額が行われ、減額後のつぎの①から③を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、主契約にリビング・ニーズ特約、配偶者リビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金、配偶者リビング・ニーズ保険金の支払によって減額されたときを除きます。）

- ① この特約を付加した定期特約〔がん保険〕の特約保険金

額

- ② 主特約と特約の被保険者の型が同一の定期特約〔がん保険〕の特約保険金額
 - ③ 主特約と特約の被保険者の型が同一の終身特約〔がん保険〕の特約保険金額
- (2) 主契約に付加されている定期特約〔がん保険〕または終身特約〔がん保険〕が消滅し、前号①から③を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、定期特約〔がん保険〕が保険期間の満了によって消滅した場合で、その消滅が保険契約者からの通知によらなかったときを除きます。）

第21条<主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕の場合の特則> (記載省略)

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

指定代理請求特約

(平成28年3月22日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条<特約の対象となる給付金等>

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条<指定代理請求人の指定>

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

(3) その他前2号に準じる状態(給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。)であると会社が認めた場合

2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。

3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

(1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

(3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者

4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。

2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求

人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

- 1 この特約をがん保険〔昭和49年10月制定〕、新がん保険、がん定期保険またはがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結>第1項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者または第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 主たる被保険者または第1被保険者以外の被保険者（以下、「主たる被保険者等の家族」といいます。）については、指定代理請求人の指定はできません。
 - (3) 支払事由に該当した被保険者が主たる被保険者等の家族の場合で、給付金等の受取人が第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第1項に定める状態に該当したときには、同条第3項の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

3 つぎの各号に定めるいずれかの者（以下、「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。 <ol style="list-style-type: none">(1) 主たる被保険者または第1被保険者(2) 主たる被保険者または第1被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族(3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者

- 2 この特約を新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加した場合で、主約款の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合の規定により主契約が無効とされたときには、この特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があつたものとします。
- 3 この特約をがん保険〔昭和49年10月制定〕に付加した場合で、その後主契約の主たる被保険者の変更が行われたときには、新たに主たる被

保険者になった者については指定代理請求人による請求に関する規定は適用せず、第1項の規定を適用します。

第12条<主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱>
(記載省略)

第13条<主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱>
(記載省略)

第14条<主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱>
(記載省略)

<附則>

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものをいいます。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約〔2000〕を総称したものをいいます。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

団体取扱特約〔がん保険〕

(平成28年3月22日改定)

第1条<特約の適用範囲>

- この特約は、会社と「団体取扱契約〔がん保険〕」を締結した官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から定期的に給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。
- つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者（第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。）とする保険契約の被保険者が20名以上いる場合
 - 前項の保険契約者と前号の被保険者が、名よせのうえ合算（同一人の場合には1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - 団体の事業所が2つ以上あるときは、1事業所においてこの特約の人数要件を満たさなくても、前項および前2号のいずれかに該当する事業所が他にある場合

第2条<契約日の特則>

- この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口

座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）

- (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめ保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

- 1 前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。
- 2 前項の規定にかかわらず前条第5号によってこの特約が失効した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を「準団体取扱特約〔がん保険〕」の取扱に変更します。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日(以下、本項において「保険期間の始期」といいます。)から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

この特約をがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主約款の第4条<責任開始>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 会社は、つぎのいずれか遅い日を責任開始日とし、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、死亡払戻金の支払および保険料の払込免除については、会社は、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険期間の始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
 (2) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

- (2) 主契約の締結の際または締結後に保険期間の始期と責任開始日が異なる特約を付加する場合には、その特約条項の責任開始に関する規定については、前号の規定を準用します。

- (3) 前号の規定にかかわらず、主契約の締結の際または締結後に女性疾病特約〔がん保険〕を付加する場合には、女性疾病特約〔がん保険〕の特約条項の第1条<特約の締結および責任開始期>第3項を、つぎのとおり読み替えます。

3 前項の規定にかかわらず、別表42に定める女性特定疾病(以下、「女性特定疾病」といいます。)のうちの悪性新生物、上皮内新生物または良性新生物のいずれかによる女性疾病入院給付金の支払および別表43に定める乳房切除術(以下、「乳房切除術」といいます。)による形成治療給付金の支払については、会社は、つぎのいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

- (1) 前項の責任開始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
 (2) この特約の被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則> (記載省略)

第14条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>、第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>、第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>、第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

準団体取扱特約〔がん保険〕

(平成28年3月22日改定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、会社と「準団体取扱契約〔がん保険〕」を締結した官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとし、また、組合、連合会、同業団体等の団体において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとし、）を保険契約者とする保険契約の保険契約者の数が10名以上いる場合、または団体もしくは団体の代表者が保険契約者となり、その団体の所属員を被保険者（第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。）とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める準団体保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込ま

れた日

- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「準団体取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6か月（月払契約の場合は3か月）を経過してもなお10名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込

期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（以下、本項において「保険期間の始期」といいます。）から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

この特約をがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主約款の第4条<責任開始>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 会社は、つぎのいずれか遅い日を責任開始日とし、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、死亡払戻金の支払および保険料の払込免除については、会社は、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険期間の始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
(2) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

- (2) 主契約の締結の際または締結後に保険期間の始期と責任開始日が異なる特約を付加する場合には、その特約条項の責任開始に関する規定については、前号の規定を準用します。

- (3) 前号の規定にかかわらず、主契約の締結の際または締結後に女性疾病特約〔がん保険〕を付加する場合には、女性疾病特約〔がん保険〕の特約条項の第1条<特約の締結および責任開始期>第3項を、つぎのとおり読み替えます。

3 前項の規定にかかわらず、別表42に定める女性特定疾病（以下、「女性特定疾病」といいます。）のうちの悪性新生物、上皮内新生物または良性新生物のいずれかによる女性疾病入院給付金の支払および別表43に定める乳房切除術（以下、「乳房切除術」といいます。）による形成治療給付金の支払については、会社は、つぎのいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

- (1) 前項の責任開始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
(2) この特約の被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則> (記載省略)

第14条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>、第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>、第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>、第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

集団取扱特約〔がん保険〕

(平成28年3月22日改定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 被保険者(第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。)は、官公署、会社、商店、組合、連合会、同業団体等の集団(以下、「集団」といいます。)に所属する役職員、組合員、会員等(以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の集団において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。)またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「集団取扱特約〔がん保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結するものを除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法(回数)は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。)については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与(役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。)から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日(会社と集団とが取り決めた日であることを要します。)
 - (2) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口

座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）

- (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 4 給与から控除された第1回保険料または指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「集団取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日(以下、本項において「保険期間の始期」といいます。)から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

この特約をがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主約款の第4条<責任開始>第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 会社は、つぎのいずれか遅い日を責任開始日とし、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、死亡払戻金の支払および保険料の払込免除については、会社は、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険期間の始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
- (2) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

- (2) 主契約の締結の際または締結後に保険期間の始期と責任開始日が異なる特約を付加する場合には、その特約条項の責任開始に関する規定については、前号の規定を準用します。

- (3) 前号の規定にかかわらず、主契約の締結の際または締結後に女性疾病特約〔がん保険〕を付加する場合には、女性疾病特約〔がん保険〕の特約条項の第1条<特約の締結および責任開始期>第3項を、つぎのとおり読み替えます。

3 前項の規定にかかわらず、別表42に定める女性特定疾病(以下、「女性特定疾病」といいます。)のうちの悪性新生物、上皮内新生物または良性新生物のいずれかによる女性疾病入院給付金の支払および別表43に定める乳房切除術(以下、「乳房切除術」といいます。)による形成治療給付金の支払については、会社は、つぎのいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

- (1) 前項の責任開始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
- (2) この特約の被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>
(記載省略)

第14条<集団との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>、第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>、第12条<がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>、第13条<がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則>またはその他の事項について、会社と集団とが特別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

特別集団取扱特約〔がん保険〕

(平成28年3月22日改定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 被保険者(第2被保険者、従たる被保険者を除きます。以下同じ。)は、預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金者集団、または集団の主たる目的が物品等の購入に際し信用供与を受けるものである集団(以下、「集団」といいます。)に所属する者(以下、「所属員」といい、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員も含むものとします。)またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「特別集団取扱契約〔がん保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、主契約の保険期間の始期の属する日を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法(回数)は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。)については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座(以下、本条において「指定口座」といいます。)から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日(会社と集団とが取り決めた日であることを要します。)
 - (2) 前号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 4 指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会

社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の振替が取り消された場合には、前項第1号の振替がされなかったものとして取り扱います。

5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「特別集団取扱契約〔がん保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条<特約の適用範囲>に定める被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則>

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条<契約日の特則>を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社が保険契約の申込を承諾した日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った日か、被保険者に関する告知

の日のいずれか遅い日（以下、本項において「保険期間の始期」といいます。）から契約日の前日までの間に主契約に付加した特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を保険契約の契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

- (2) 第1回保険料は、契約日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第1回保険料が契約日の属する月の末日までに会社または会社の指定した場所に払い込まれない場合には、保険契約は消滅します。

第12条＜がん保険〔2000〕に付加する場合の特則＞

この特約をがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主約款の第4条＜責任開始＞第1項を、つぎのとおり読み替えます。

1 会社は、つぎのいずれか遅い日を責任開始日とし、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、死亡払戻金の支払および保険料の払込免除については、会社は、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険期間の始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
(2) 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

- (2) 主契約の締結の際または締結後に保険期間の始期と責任開始日が異なる特約を付加する場合には、その特約条項の責任開始に関する規定については、前号の規定を準用します。

- (3) 前号の規定にかかわらず、主契約の締結の際または締結後に女性疾病特約〔がん保険〕を付加する場合には、女性疾病特約〔がん保険〕の特約条項の第1条＜特約の締結および責任開始期＞第3項を、つぎのとおり読み替えます。

3 前項の規定にかかわらず、別表42に定める女性特定疾病（以下、「女性特定疾病」といいます。）のうちの悪性新生物、上皮内新生物または良性新生物のいずれかによる女性疾病入院給付金の支払および別表43に定める乳房切除術（以下、「乳房切除術」といいます。）による形成治療給付金の支払については、会社は、つぎのいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

- (1) 前項の責任開始期の属する日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日
(2) この特約の被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日

第13条＜がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則＞ （記載省略）

第14条＜集団との取り決めによる取扱＞

第2条＜契約日の特則＞、第4条＜保険料の払込＞、第11条＜新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則＞、第12条＜がん保険〔2000〕に付加する場合の特則＞、第13条＜がん保険〔無解約払戻金型〕等に付加する場合の特則＞またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

保険料口座振替特約

(平成26年9月22日改定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めの日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとし、ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条<指定口座または提携金融機関等の変更>

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条<特約の適用>第2項に該当しなくなったとき

第8条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条く給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

保険料クレジットカード支払特約

(平成26年9月22日改定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」といいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとし、
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとし、
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしが、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出て下さい。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

(2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合

- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

(3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合

- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

別表1 請求書類

＜定期特約〔がん保険〕＞

1. 特約保険金等の請求書類

項目	必要書類
特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本 ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・会社所定の様式による医師の診断書 ・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表1 請求書類

<災害死亡割増特約〔がん保険〕>

1. 特約保険金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本 ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
災害高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本 ・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約保険金額の減額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表1 請求書類

<リビング・ニーズ特約>

1. リビング・ニーズ保険金の請求書類

項目	必要書類
リビング・ニーズ保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
指定代理請求人の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表1 請求書類

<配偶者リビング・ニーズ特約>

1. 配偶者リビング・ニーズ保険金の請求書類

項目	必要書類
配偶者リビング・ニーズ保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
配偶者リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
指定代理請求人の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表1 請求書類

<指定代理請求特約>

1. 給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更等 <ul style="list-style-type: none"> ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

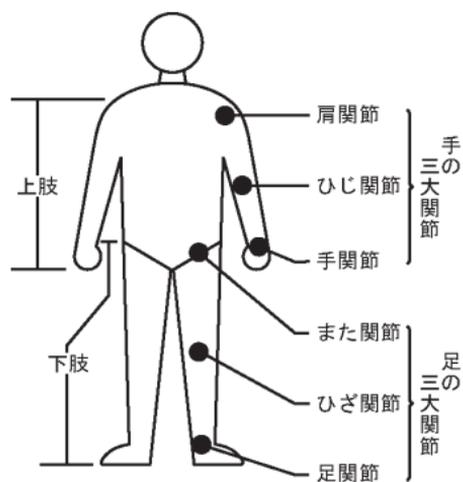
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<備考>

【別表3 対象となる高度障害状態】について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

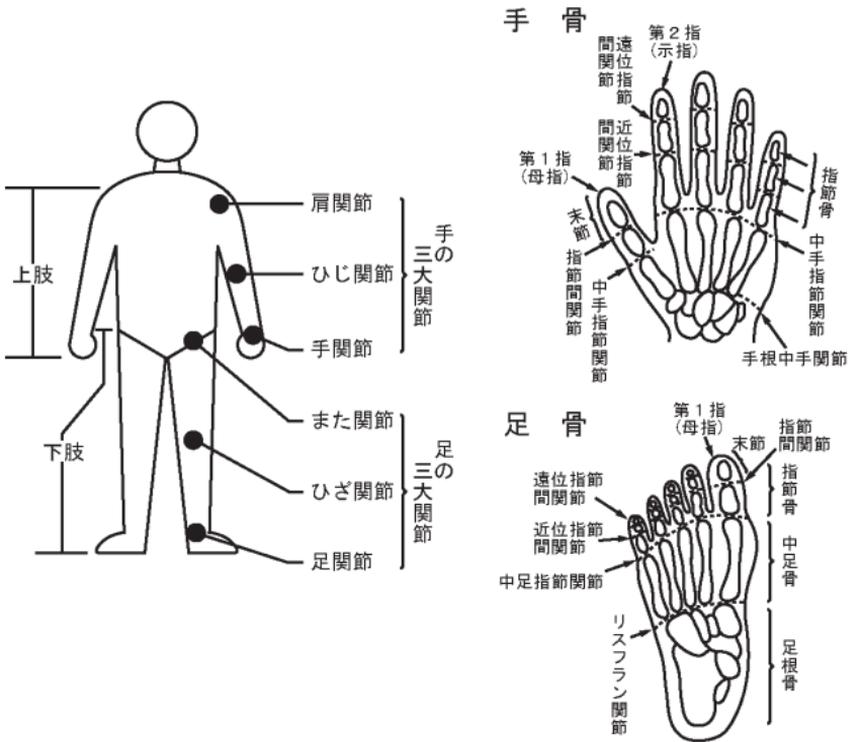
<備考>

【別表4 対象となる身体障害状態】について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 手指の障害
 - (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中指指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
5. 足指の障害
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、

または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表4

別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要―ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4

解約払戻金額例表

●「定期特約〔がん保険〕」

1. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加していない場合

(1) 男性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保険料払込期間	保険期間・ 経過年数	払込年数・ 経過年数	更新時年齢					
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	8,181
	2	0	0	0	0	4,614	19,958	
	3	0	0	0	689	8,576	29,712	
	5	0	0	0	2,892	13,630	41,721	
	7	0	0	662	3,312	13,530	40,237	
	10	0	0	0	0	0	0	0
60 歳 満 期	1	0	0	0	0	-	-	
	2	0	0	198	0	-	-	
	3	237	1,934	2,829	689	-	-	
	5	4,145	6,800	7,672	2,892	-	-	
	10	14,519	18,337	16,348	0	-	-	
	20	28,588	26,125	0	-	-	-	
	30	31,590	0	-	-	-	-	
	40	0	-	-	-	-	-	
65 歳 満 期	1	0	0	0	0	0	-	
	2	0	1,127	2,327	1,807	1,019	-	
	3	2,158	4,405	6,046	4,925	1,724	-	
	5	7,390	10,975	13,115	10,084	0	-	
	10	21,229	26,985	27,684	15,162	-	-	
	20	42,989	44,868	25,160	-	-	-	
	30	55,060	31,366	-	-	-	-	
	40	35,047	-	-	-	-	-	
90 歳 満 期	1	4,614	7,428	11,008	15,412	21,772	28,642	
	2	14,752	20,387	27,519	36,212	48,833	61,711	
	3	25,025	33,491	44,108	56,987	75,698	93,735	
	5	46,012	60,112	77,505	98,472	128,473	153,990	
	10	101,106	128,769	161,792	201,505	250,452	270,601	
	20	214,409	265,471	322,799	384,815	405,600	0	
	30	334,424	400,526	465,694	478,025	0	-	
	40	452,219	517,523	521,620	0	-	-	

(2) 女性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保険料払込期間	保険期間・ 経過年数・ 払込年数	更新時年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	1,997
	2	0	0	0	0	0	8,500
	3	0	0	0	0	1,116	13,930
	5	0	0	0	0	3,642	20,767
	7	0	0	0	0	4,155	20,485
	10	0	0	0	0	0	0
60 歳 満 期	1	0	0	0	0	-	-
	2	0	0	0	0	-	-
	3	0	0	0	0	-	-
	5	1,683	2,280	2,161	0	-	-
	10	8,802	9,256	7,264	0	-	-
	20	15,479	12,196	0	-	-	-
	30	15,510	0	-	-	-	-
	40	0	-	-	-	-	-
65 歳 満 期	1	0	0	0	0	0	-
	2	0	0	0	0	0	-
	3	0	289	613	0	78	-
	5	3,094	4,025	4,327	1,691	0	-
	10	11,718	12,866	11,760	5,561	-	-
	20	21,724	19,967	9,773	-	-	-
	30	25,617	12,713	-	-	-	-
	40	14,736	-	-	-	-	-
90 歳 満 期	1	1,514	3,060	5,072	7,561	11,881	17,540
	2	8,506	11,599	15,625	20,546	29,140	39,962
	3	15,578	20,221	26,242	33,557	46,341	61,738
	5	29,946	37,685	47,642	59,720	80,423	102,817
	10	67,206	82,512	101,640	126,471	162,107	182,026
	20	140,579	169,912	205,153	248,749	267,774	0
	30	217,956	258,004	302,653	313,604	0	-
	40	295,197	338,860	342,117	0	-	-

2. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率）

(1) 男性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保険料払込期間	保険期間・ 経過年数	払込年数・	更新時年齢					
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	
10年満期	1	0	0	0	0	0	0	8,432
	2	0	0	0	0	4,599	20,468	
	3	0	0	0	0	8,567	30,461	
	5	0	0	0	1,171	13,605	42,724	
	7	0	0	640	1,856	13,382	41,229	
	10	0	0	0	0	0	0	
60歳満期	1	0	0	0	0	-	-	
	2	0	0	0	0	-	-	
	3	0	1,201	2,215	0	-	-	
	5	3,218	5,604	6,894	1,171	-	-	
	10	12,669	16,203	15,201	0	-	-	
	20	25,150	23,827	0	-	-	-	
	30	28,591	0	-	-	-	-	
40	0	-	-	-	-	-		
65歳満期	1	0	0	0	0	0	-	
	2	0	501	1,704	748	1,004	-	
	3	1,471	3,470	5,179	3,328	1,720	-	
	5	6,190	9,436	11,905	7,739	0	-	
	10	18,815	24,137	25,626	13,798	-	-	
	20	38,329	40,982	23,039	-	-	-	
	30	50,011	28,577	-	-	-	-	
	40	31,833	-	-	-	-	-	
90歳満期	1	4,488	7,211	10,814	15,090	22,132	29,213	
	2	14,467	19,950	27,155	35,530	49,497	62,847	
	3	24,558	32,839	43,626	55,955	76,684	95,406	
	5	45,184	59,047	76,916	97,040	130,032	156,503	
	10	99,443	126,852	160,887	201,405	253,209	273,926	
	20	211,222	263,068	321,960	386,908	409,643	0	
	30	331,030	398,525	466,936	481,305	0	-	
	40	449,450	517,763	524,199	0	-	-	

(2) 女性

(本人型・配偶者型共通/特約保険金額：100万円当たり/単位：円)

保険料払込期間	保険期間・ 経過年数・ 払込年数	更新時年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	2,027
	2	0	0	0	0	0	8,549
	3	0	0	0	0	1,529	13,999
	5	0	0	0	0	4,013	20,836
	7	0	0	0	0	4,421	20,546
	10	0	0	0	0	0	0
60 歳 満 期	1	0	0	0	0	-	-
	2	0	0	0	0	-	-
	3	0	0	0	0	-	-
	5	699	773	1,286	0	-	-
	10	6,677	6,731	6,371	0	-	-
	20	11,454	9,953	0	-	-	-
	30	12,466	0	-	-	-	-
40	0	-	-	-	-	-	
65 歳 満 期	1	0	0	0	0	0	-
	2	0	0	0	0	0	-
	3	0	0	109	0	272	-
	5	2,123	2,583	3,671	2,083	0	-
	10	9,618	10,473	11,313	6,665	-	-
	20	17,751	17,985	10,705	-	-	-
	30	22,622	13,088	-	-	-	-
40	14,744	-	-	-	-	-	
90 歳 満 期	1	1,399	2,882	5,060	7,854	12,220	17,586
	2	8,274	11,241	15,619	21,138	29,689	40,044
	3	15,237	19,689	26,278	34,446	47,002	61,857
	5	29,402	36,849	47,880	61,273	81,211	102,970
	10	65,987	81,333	102,910	129,795	162,975	182,205
	20	138,403	170,092	209,132	251,785	268,386	0
	30	217,233	260,926	306,071	315,349	0	-
	40	297,268	341,510	344,056	0	-	-

3. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率〔非喫煙〕）

(1) 男性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保険料払込期間	保険期間・経過年数	払込年数	更新時年齢					
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10年満期	1	0	0	0	0	0	8,880	
	2	0	0	0	0	3,958	21,325	
	3	0	0	0	0	7,683	31,676	
	5	0	0	0	476	12,496	44,542	
	7	0	0	243	1,218	12,568	43,162	
	10	0	0	0	0	0	0	
60歳満期	1	0	0	0	0	-	-	
	2	0	0	0	0	-	-	
	3	0	347	1,140	0	-	-	
	5	2,133	4,167	5,165	476	-	-	
	10	10,392	13,395	12,369	0	-	-	
	20	20,738	19,500	0	-	-	-	
	30	23,409	0	-	-	-	-	
	40	0	-	-	-	-	-	
65歳満期	1	0	0	0	0	0	-	
	2	0	0	667	0	776	-	
	3	539	2,262	3,642	2,167	1,469	-	
	5	4,643	7,403	9,395	6,062	0	-	
	10	15,580	20,093	21,161	11,699	-	-	
	20	31,855	33,951	19,307	-	-	-	
	30	41,439	23,906	-	-	-	-	
	40	26,598	-	-	-	-	-	
90歳満期	1	4,228	6,888	10,405	14,841	22,367	30,241	
	2	13,963	19,308	26,347	35,085	50,039	64,845	
	3	23,817	31,872	42,430	55,373	77,539	98,304	
	5	43,956	57,415	74,964	96,261	131,677	161,048	
	10	96,855	123,597	157,419	200,614	257,690	279,931	
	20	206,003	257,284	318,546	389,891	416,641	0	
	30	323,867	393,361	467,606	486,776	0	-	
	40	443,243	516,907	528,005	0	-	-	

(2) 女性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保険料払込期間	保険期間・ 経過年数・ 払込年数	更新時年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	1,965
	2	0	0	0	0	0	8,462
	3	0	0	0	0	1,325	13,933
	5	0	0	0	0	3,750	20,992
	7	0	0	0	0	4,198	20,876
	10	0	0	0	0	0	0
60 歳 満 期	1	0	0	0	0	-	-
	2	0	0	0	0	-	-
	3	0	0	0	0	-	-
	5	540	632	1,099	0	-	-
	10	6,419	6,439	6,055	0	-	-
	20	10,980	9,481	0	-	-	-
	30	11,897	0	-	-	-	-
40	0	-	-	-	-	-	
65 歳 満 期	1	0	0	0	0	0	-
	2	0	0	0	0	0	-
	3	0	0	0	0	222	-
	5	1,912	2,376	3,400	1,928	0	-
	10	9,255	10,046	10,821	6,456	-	-
	20	17,049	17,222	10,319	-	-	-
	30	21,684	12,604	-	-	-	-
	40	14,196	-	-	-	-	-
90 歳 満 期	1	1,336	2,812	4,975	7,779	12,157	17,700
	2	8,148	11,110	15,456	20,986	29,571	40,307
	3	15,048	19,497	26,028	34,245	46,844	62,310
	5	29,101	36,529	47,469	60,956	81,010	103,963
	10	65,435	80,669	102,118	129,209	162,965	183,919
	20	137,284	168,785	207,956	251,341	269,859	0
	30	215,574	259,367	305,203	316,465	0	-
	40	295,448	340,366	344,869	0	-	-

解約払戻金額例表

●MEMO

●MEMO

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・ 転居により、住所が変わったとき
- ・ 町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・ 結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・ お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・ 結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・ 名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・ 保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎0120-5555-95 (月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

1

まず、担当代理店までご連絡ください。
※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はこちらにご相談ください。

2

担当代理店またはアフラックより
ご請求に必要な書類をお送りします。

3

請求書類をご用意のうえ
アフラックへご返送ください。

4

アフラックに請求書類が到着後
内容を確認します。

5

給付金等をお支払いします。

アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 AM9:00～PM5:00 ●月曜日～金曜日（祝日を除く）

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyuu>

2016年5月作成

募集代理店